

令和 5 年度第 8 回

南国市農業委員会議事録

令和 5 年 1 1 月 8 日（水）

令和5年度第8回農業委員会議事録

日 時 令和5年11月8日（水） 午後1時30分～午後2時15分

場 所 南国市地域交流センターMIARE！1階ホール

議 題

- （1）農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2）農地法第4条の規定による許可申請の件
- （3）農地法第5条の規定による許可申請の件
- （4）南国市農用地利用集積計画の件
- （5）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について

議案外

- （1）農地法第3条の3の規定による届け出の件
- （2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （3）使用貸借の合意解約通知の件
- （4）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件
- （5）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
- （6）非農地証明願いの件
- （7）農地法第5条許可取り消し願いの件

出席者（農業委員 15名）

会長 濱田 好典

第一副会長 池 正人

2番 山本 修平

4番 杉本 和繁

5番 高芝 澄生

6番 末政 隆一

7番 楠瀬 理枝

8番 武市 忠雄

11番 植野 永子

12番 松岡 清

13番 今井 まち

14番 窪田 理佳

15番 山本 桂

16番 平田 修三

18番 田岡 崇

欠席者（農業委員 4名）

1番 金田 善充

第二副会長 鈴木 郁馬

17番 垣内 育男

19番 森尾 晴代

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1番 西本 良平

2番 齋藤 喜美子

3番 門田 俊一

4番 寛 和幸

5番 和泉 依

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

8番 西岡 祐三

10番 北原 章吾

11番 山北 泰司

13番 武内 俊暁

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

9番 武市 憲雄

12番 北村 一弘

14番 中村 和雅

17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 事 穂積 孝昌

議事録署名委員

12番 松岡 清

13番 今井 まち

会長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和5年11月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数10件、申請受理面積、田8,474.00㎡、畑889.00㎡、計9,363.00㎡。事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書5ページです。 受付番号70号です。譲受人は80歳。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。申請地は、田村の田、1,044㎡で、兄の所有地との交換による所有権移転です。機械が入りやすく、耕作に便利であるため取得します。譲受人は、トラクターを所有しておりますが、田植えと刈り取りは機械を所有していないため作業委託します。農作業歴は60年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。70号については以上です。 受付番号71号です。譲受人は82歳。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。申請地は、田村の田、549㎡、譲渡人である弟からの要望で、交換による所有権移転です。自宅の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人は、機械は所有しておらず、管理機やくわなどを所有しています。農作業歴は10年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。71号については以上です。 受付番号72号です。譲受人は67歳。申請地は、岡豊町八幡の田、961㎡、譲渡人からの要望で、交換による所有権移転です。自宅に近く水稻栽培に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターと田植え機を所有していますが、刈り取りは作業委託をしています。農作業歴は30年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。72号は以上です。 受付番号73号です。譲受人は67歳。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。申請地は、岡豊町八幡の田、2筆で計753㎡、交換による所有権移転です。自宅の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と母が従事しています。取得後は、野菜や果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。73号については以上です。 受付番号74号です。譲受人は71歳。申請地は、片山の田81㎡、売買による所有権移転で、規模拡大するため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管

理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は42年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。74号については以上です。

受付番号75号です。譲受人は72歳。申請地は、伊達野の畑、808㎡、売買による所有権移転です。県外に居住する譲渡人からの要望で取得するもので、一体利用に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、草刈り機など管理機を所有しており、農作業歴は3年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後も、これまで同様に柿や小夏などの果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。75号については以上です。

受付番号76号です。譲受人は69歳。申請地は、田村の田、5筆で計865㎡、贈与による所有権移転です。譲渡人である母が高齢で規模縮小をするため、贈与により取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と子が従事しています。取得後も、これまで同様に水稻栽培、保全管理を行うため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。76号については以上です。

受付番号77号です。譲受人は71歳。申請地は、前浜の田2筆で、計2,376㎡、おばから甥への遺贈による所有権移転です。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、田植えや刈り取りは機械をリースします。農作業歴は50年で、農作業には本人が従事しています。取得後は水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。77号については以上です。

受付番号78号と79号は譲受人が同じため、まとめて説明いたします。譲受人は61歳。申請地は、78号が岡豊町笠ノ川の田821㎡、79号が同じく岡豊町笠ノ川の田1,105㎡で、売買による所有権移転です。規模拡大のため取得するもので、78号については以前から申請地を借りて耕作しています。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に花木栽培を行うため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。78号、79号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上審議よろしく申し上げます。

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。

会長

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そうように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、農地法第4条権利移動許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年11月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数4件。申請受理面積、田0㎡、畑238㎡、計238㎡。まず初めに、こちらの案件は田岡委員が代理申請人となっておりますので、議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いします。
穂積主事	議案第2号を説明します。議案書は9ページ、別紙位置図は2ページです。申請地は浜改田の登記畑、現況宅地の238㎡。既に農業用倉庫及び駐車場に転用されており適正化を行うための申請です。申請地は現所有者が令和4年に相続しましたが、相続した段階で申請地の一部が宅地化されていました。相続を受けた後、農地として残っていた部分を現所有者が農地法の手続きを取らずに碎石を敷いてしまったという流れです。申請地の農地区分について、いずれの農地区分にも属さない第2種農地に該当し、立地基準を満たします。次に別紙3ページの土地利用計画について説明します。配置は図の通りです。進入は南側市道から、造成計画は現状のまま、整地計画については。駐車場部分は碎石敷き、倉庫より北の部分は土のままです。排水計画は碎石部分で自然浸透です。周辺の状況については、東側宅地、西側、宅地及畑、南側宅地、北側雑種地となっており、被害防除計画書の提出がありますので、別紙4ページをご覧ください。現地確認で担当委員より周辺農地に悪影響がなしとの意見をいただいております。次に農地法の許可前に転用をしてしまったとのことで、現地の写真及び始末書を別紙5から6ページに載せてありますのでご確認をお願いします。最後に他法令についてですが、現在都市整備課の方が開発許可等の要件を確認中で、現時点では許可見込みありとは言い切れないとのことです。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。事務局の説明の通り、こちらの案件は他法令の許可見込みが現時点では立っていない状況ですので、条件付き許可についても検討していただけたらと思います。ご意見はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、他法令の許可見込みが立つことを条件とし、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そうように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、農地法第5条権利移

穂積主事

動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和5年11月8日、南国市農業委員会会長、濱田好典。申請受理件数5件。申請受理面積、田 1,250.96 m²、畑 198 m²、計 1,448.96 m²。事務局説明をお願いします。

議案第3号、受付番号54号を説明します。議案書11ページ、別紙位置図は7ページです。申請地は岡豊町滝本の畑 198 m²。使用貸借権を設定して分家住宅への転用です。なお、一体利用地として隣接する宅地 115 m²を利用します。申請地の選定理由は、子の成長に伴い現住居が手狭になったことと、親族との相互扶助のためです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画は別紙位置図8ページです。造成計画については表土を20cm切り取り、その後良質土を20センチ盛り土します。整地計画については、特になし。進入計画は東側市道から。排水については、雑排水は浄化槽を経由し東側水路に放流。雨水は汚水同様に東側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を取得済みです。周辺の状況については、東側市道、西側宅地、南側雑種地、北側申請人所有地となっており、周辺営農に悪影響なしと現地確認にて判断しております。他法令については、道路占用許可を取得、開発許可は見込み有と確認しております。54号は以上です。

続きまして受付番号55号を説明します。別紙位置図は11ページです。申請地は稲生の田 9.31 m²、所有権の移転により納骨堂への転用です。申請地の選定理由は墓地埋葬法の要件を満たすことと、近くに既存の墓地が多数あり、建立にあたって周囲の理解を得ることができるためとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも該当しないその他2種農地であるため、立地基準を満たします。土地利用計画図は別紙12ページ及び13ページです。配置は図の通りです。造成計画については10cm切土、造成計画はコンクリート舗装をし、その上に石板敷きをします。進入は南側譲渡人所有地から。排水計画については、南側にある譲渡人所有農地に排水し自然浸透させます。周囲の状況については、全て譲渡人所有地であり、周辺農地に悪影響なしと確認しております。他法令については墓地埋葬法の手続き中で見込み有と確認しております。

56号です。別紙位置図は14ページです。申請地は田村の登記田、現況畑の 869 m²のうち 645.65 m²。使用貸借権の設定により工場の駐車場への転用です。申請人は、機械器具部品の製造等を行う法人です。この度事業地に隣接する農地に、不足している駐車場や資材置場を建設する計画となっております。申請地の農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外で

ある既存施設の拡張に該当するため立地基準を満たすとの考えます。土地利用計画について、別紙15ページです。配置は図の通りです。進入は北側の工場から。造成計画はコンクリート舗装。整地計画は特になく現況の高さのまま。排水については、申請地東西にある自己所有水路を経由し南側水路に排水する計画で、市の排水同意を手続き中で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ております。周囲の状況については、北側申請人所有地、南側申請人所有地、東側同意のある農地、西側同意のある農地です。他法令については開発許可の見込み有と確認しております。56号は以上です。

受付番号57号です。別紙位置図は16ページです。この案件は、9月の定例総会で審議し、令和5年9月25日付で許可を得ておりましたが、許可後に譲受人を変更したいとの相談があり、従前の許可の取り消し願いと譲受人変更後の転用申請が提出されております。議案書の59ページをお願いします。こちらが5条の許可取り消し願いの報告です。こちらの議案書の通り、元々●●様で許可を得ておりましたが、議案書11ページの通り、●●様で新たに取得し直したいとのことです。事業内容に一切変更はないため、現地確認の担当委員より問題はないとの意見をいただいておりますが、再度議案内容の説明をさせていただきます。申請地は領石の登記田、現況畑の310㎡、使用貸借権の設定により資材置場及び駐車場への転用です。申請地は長年耕作放棄地であったためです。申請地の農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他2種農地に該当し、立地基準を満たします。土地利用計画図については、別紙17ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画については、特になし、整地計画については、土を均して碎石敷き、進入計画は隣接する譲渡人所有地から、排水計画は基本的に地下浸透ですが、オーバーフロー時は譲渡人の所有する私設水路に排水する計画となっております。周囲の状況については東側原野、西側宅地、南側宅地、北側申請人所有地となっており、周辺営農に支障はないものであると判断しております。他法令については開発許可不要と確認しています。57号の説明は以上です。

58号です。別紙位置図は18ページです。申請地は岡豊町笠ノ川の田286㎡、既に資材置場に転用されており適正化を行うための申請です。申請地は平成22年頃に転用されており、譲受人及びその親族がその頃より利用していたとのことです。この度申請地の適正化と所有権移転により譲受人に名義を移したいとのことです。申請地の農地区分は10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落の接続に該当するため立地基準を満たすとの考えます。土地利用計画について、別紙19ページです。配置は図の通りです。図面の下側にある3条申請地というのが、議案1号の78号で許可した農地のことです。進入は東側の市道から。造成計画は特になし。整地計画はコンクリート舗装です。排水については、申請地南

会長	側にある３条取得農地に排水する計画です。周囲の状況については、北側宅地、南側３条取得農地、西側水路、東側市道です。他法令については現在都市整備課の方が開発許可等の要件を確認中で、現時点では許可見込みありとは言い切れないとのことです。５８号は以上です。 事務局より説明がございました。受付番号５８号については、事務局から説明のあった通り、他法令の許可見込みが現時点では立っていない状況ですので、条件付き許可についても検討していただけたらと思います。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようですので、５４号から５７号までは許可、５８号は他法令の許可見込みが立つことを条件とし、農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第４号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和５年１１月８日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。まず初めに受付番号１２５号は私の案件ですので先に審議を行います。司会を池副会長お願いします。
池副会長 清岡次長	(会長 退室) 事務局説明をお願いします。 ２３ページの１２５号を説明します。借人は、６３歳。申請地は、岡豊町中島の田３筆で、５年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといふものです。賃料は、１０ａあたり４５kg相当の金額を振込するというものです。ご審議お願いいたします。
池副会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。
会長	(会長 入室) 次に受付番号１３２号から１４３号は武市忠雄委員が関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。
会長	(武市委員 退室) 事務局説明をお願いします。

清岡次長	26ページの132号から143号までは借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、132号が小籠の田2筆、133号が大桶と久枝の田3筆、134号が大桶の田3筆、135号が下野田と大桶の田4筆、136号が篠原の田10筆、137号が大桶の田12筆、138号が大桶の田12筆、139号が大桶の田3筆、140号が大桶の田8筆、141号が下野田の田2筆、142号が下野田と大桶の田5筆、143号が大桶の田4筆です。期間は132号から135号までが10年、136号から142号までが7年の賃貸借権を、143号は7年の使用貸借権を更新して、いずれも水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払う、または物納をするというものです。132号から143号は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (武市委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書14ページ、110号、111号、112号は借人が同じためまとめて説明します。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、立田の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。 議案書16ページになります。113号、114号も借人が同じためまとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、下島と片山の田で、5年の使用貸借権を設定または更新をして、水稻を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 議案書18ページは農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。申請地は、115号、116号ともに里改田の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 議案書19ページ、受付番号117号から120号までは、借人が同じで、関連した案件のためまとめて説明します。借人は一般法人で、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。現在この法人に経営農地はありません。営農計画書によると、別法人がこれまで行ってきたキクラゲ栽培の施設一式の譲渡を受け、事業を引き継いで、これまで同様にキクラゲ栽培事業をはじめようとするもので

す。申請地は、三島の田2筆で、117号と119号の計481.3㎡は、栽培ハウスが設置されており、農地のまま利用します。118号と120号の計449.3㎡は、乾燥ハウスが設置されており、農業用施設用地として利用する計画です。期間は10年の賃借権を設定して、賃料は10aあたり107,457円を振込するというものです。なお、引き継いだ事業の終了時には、建築物を撤去し農地に復元する旨の念書が提出されています。117号から120号については以上です。

次に議案書21ページ、121号です。借人は、25歳で、経営農地はありません。申請地は、立田の田で、5年の賃貸借権を設定して、カンショを作るというものです。賃料は、ハウスが60,000円、ハウス以外は米30kg相当の半額を現金で支払うというものです。

122号です。借人は、42歳。申請地は、大桶の田で、5年の賃貸借権を設定して、ニンニクを作るというものです。賃料は、4筆で3,000円を、現金で支払うというものです。

123号です。借人は、48歳。申請地は、稻生の田2筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を、現金で支払うというものです。

124号です。借人は、45歳。申請地は、立田の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を、現金で支払うというものです。

126号です。借人は、68歳。申請地は、前浜の田2筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

127号です。借人は、47歳。申請地は、廿枝の田4筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。

128号と129号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、46歳。申請地は、128号が大桶の田7筆、129号が片山の田で、1年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

130号です。借人は、40歳。申請地は、小籠の田2筆で、10年の賃貸借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、2筆で、70,000円を振込するというものです。

131号です。借人は、53歳。申請地は、田村の田2筆で、10年の賃貸借権を更新

会長	して、大葉を作るというものです。賃料は、2筆で、600,000円を現金で支払うというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和5年11月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	法改正により、これまでの公社が行う集積計画や配分計画は、利用促進計画に改まりましたが、議案第5号は、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることを、利用促進計画として農業委員会から公社へ要請するというものになります。議案書36ページ、第7号を説明します。借人は44歳。申請地は、田村の田計8筆で、期間は令和7年4月8日までの賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり9,800円を振込するというものです。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。議案外についてはお目通しをお願いします。 (午後2時15分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和5年12月1日

会 長

窪田 耕一

議事録署名委員

松岡 清

議事録署名委員

今井 子